（申請者又は代理人保管）

道・水路等境界確認申請・立会いに当たっての注意事項

境界確認は、申請地と道・水路等市有地との境界について、相互に意思の確認を行うものです。そして、立会いによって決まった境界線は、その内容を将来にわたって明確にするため、境界点（杭等を入れたポイント）を測量し、その記録として図面を作成することが必要となります。そのため、境界確認の申請に当たっては、測量技能と資格を有する、土地家屋調査士又は測量士等に依頼してください。

以上の趣旨をご理解いただき、申請に当たっては、下記の事項にご留意ください。

１　境界確認申請

境界確認申請の手続をする方は、申請地の所有権者から委任を受けている土地家屋調査士又は測量士等になります。

＊委任状についての詳細については、申請地の所有権者の状況が共有、相続等により個別に異なるため、申請時に市（問合せ先は後記）にご相談ください。

２　添付書類

道路・水路等境界確認立会申請書には、次の書類を添付してください。

(1)　案内図
申請地の位置がわかるもの

(2)　登記事項証明書（申請地及び関係土地）（複写可）
交付日が３か月以内で申請地及び関係土地の所有者の住所及び氏名がわかるもの

(3)　公図の写し
法務局備付けの公図を転写したもの

(4)　関係土地所有者一覧表
申請地の隣接地等の所有者の住所、氏名がわかるもの
＊なお、関係土地所有者については、「５　関係土地について」を参照してください。

(5)　委任状
委任者が自署、押印したもの

(6)　現況測量図等
現地の実測値と過去の査定値又は地積測量図値等が記載されていて比較できるもの

(7)　その他参考書類
境界の確認を行う上で、参考となる申請地及び関係土地の法務局備付の

地積測量図、境界案図等の資料

３　立会い日程の連絡

申請受付後、市から代理人等に立会い日程を連絡します。申請受付から立会い日程連絡までの期間は、申請の混雑具合により変わります。

４　関係者への立会いの依頼

申請地に隣接し、立ち会うことが必要と認められる土地所有者、利害関係人、他の公物管理者、その他の参考人等に対する立会い依頼については、申請者又は代理人が行ってください。

５　関係土地について

関係土地とは、申請地と道路・水路側で点又は線で接している土地の所有者及び申請地と道路・水路を挟んで対向の点又は線で接している土地をいいます。



６　事前調査

市は、立会い日以前に現地で立会いの事前調査を行います。その前に、あらかじめ次の対応をお願いします。

・関係土地所有者に対して市が事前調査する旨の連絡
・調査の支障となる草木や障害物の除去

７　境界標の保護等

境界確認後の境界標（杭、鋲、金属プレート等）については、申請人が責任を持って保護してください。

また、工事、事故等により亡失した境界標の復元は、その土地の所有者の責任で行っていただきます。

〇問合せ先：熊谷市建設部管理課境界係　０４８－５２４－１１１１
（内線３２５、４４３）